

2006年10月25日

内閣府国民生活局消費者企画課
消費者団体訴訟制度準備室 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
代表 清水 巖

〒650-0022

兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL 078-361-7234

FAX 078-361-7228

消費者団体訴訟制度に関するガイドライン策定に向けた意見

当団体は、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行うなどして、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として活動することを目指している団体です。

今般、内閣府が、消費者契約法の改正に伴いガイドラインの策定作業などをすすめておられることから、消費者団体として、下記のとおり意見を述べます。

1 24条・25条関連

- (1) 24条では、「適格消費者団体は・・・消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が・・・利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない」とされていますが、ここにいう第

三者には、当該適格消費者団体の構成員（当該NPO法人の会員など）は含まれないことを明確にさせていただきたいと考えます。

- (2) 25条の定める「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」の内容が明確ではありません。

この「秘密」については、「25条が24条を受けて規定されていることから、消費者の秘密である」旨の答弁が国会審議の際に大臣からなされていますが、事業者に関わる情報が同条の規制対象ではないことを明確にさせていただきたいと考えます。

- (3) 25条の定める「職員」および「専門委員」について、同法違反が刑罰の対象でもあることから、その概念を明確にさせていただきたいと考えます。

具体的には、「職員」の中に団体の構成員（NPO法人の会員など）がすべて含まれることになるのか、そうでなければ何をもって「職員」とするのか、被害事例の検討にどの程度関われば「専門委員」として規制対象となるのかが不明です。

- (4) 24条は適格消費者団体に対して消費者に関する情報の利用にあたって当該消費者の同意を得よう求めているのに対して、25条は適格消費者団体の役員などに対して秘密漏洩の禁止を定めていますが、この2つの規制がどのような関係にあるのかを明確にさせていただきたいと考えます。

2 40条関連

同条2項では、「適格消費者団体は」提供を受けた情報の目的外利用や提供をしてはならないと規定されていますが、ある被害事例について提供を受けた情報を、当該事例の検討には直接関わっていない同じ団体の他の構成員（当該NPO法人の会員など）との間で共有することは規制対象とならないことを明確にさせていただきたいと考えます。

以上